9.5 自然との触れ合い活動の場

9.5.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.5-1に示すとおりである。

表 9.5-1　調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1)　自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア．既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ．現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.5-2に示すとおりである。

表 9.5-2　調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
自然との触れ合いの活動の場調査	春季	平日：平成 26 年 5 月 14 日(水) 休日：平成 26 年 5 月 11 日(日)	6：30～17：00
	夏季	平日：平成 26 年 8 月 8 日(金) 休日：平成 26 年 8 月 9 日(土)	6：30～17：00
	秋季	平日：平成 26 年 11 月 4 日(火) 休日：平成 26 年 11 月 3 日(月・祝)	6：30～16：30
	冬季	平日：平成 27 年 1 月 16 日(金) 休日：平成 27 年 1 月 17 日(土)	6：30～16：30

2)　地形等の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「土地条件図」（平成 25 年８月　国土地理院）の既存資料の整理によった。

3)　土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用　平成 23 年東京都区部」（平成 25 年５月　東京都都市整備局）、「江東区都市計画図」（平成 26 年４月　江東区都市整備部）等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号)、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の法令の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「江東区都市計画マスタープラン」（平成 23 年３月　江東区）等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア．自然との触れ合い活動の場の状況

自然との触れ合い活動の場としては、緑や水辺空間といった自然に親しむことができる公園や、「観光まちあるきガイド」（平成 21 年２月　江東区)に設定された水辺と緑の特選コースを抽出した。

計画地内には、自然との触れ合い活動の場は存在しない。会場エリアの北側には、東京臨海広域防災公園が隣接する。また、北西側には有明テニスの森公園、シンボルプロムナード公園が存在する。また、会場エリアの西側には、計画地と隣接して水の広場公園、有明西ふ頭公園のほか、江東区が設定した水辺と緑の特選コースの「青海シーウォークコース」が存在する。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置は、表 9.5-3、図 9.5-1 に、状況は、写真 9.5-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 9.5-3　自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区 分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、道路	①	青海シーウォークコース	国際展示場正門駅－有明西ふ頭公園－水の広場公園－夢の大橋－シンボルプロムナード公園－大観覧車・ヴィーナスフォート－ワイルドフラワー－自由の炎象－青海客船ターミナル－青海南ふ頭公園－大江戸温泉物語－テレコムセンター駅（約 4.2km）	巨大ショッピングモール・ヴィーナスフォートや、温泉テーマパーク・大江戸温泉物語など、有名スポットを巡りながら、自然の景色が広がるプロムナードを散歩するコース。
公園	②	有明テニスの森公園	江東区有明二丁目（約 163,000㎡）	芝生と木立の緑豊かなテニスコート中心の公園。
	③	東京臨海広域防災公園	江東区有明三丁目（約 132,000㎡）	首都直下地震等の大規模な災害発生時の防災拠点施設。
	④	シンボルプロムナード公園	港区台場一丁目・二丁目 江東区青海一丁目・二丁目 江東区有明二丁目・三丁目 （約 264,000㎡）	青海、有明、台場の各地区を結んで、臨海副都心内の様々な施設をつないでいる公園。防災からの避難場所など多くの機能を有している。
	⑤	水の広場公園	江東区有明三丁目 江東区青海一丁目・二丁目 （約 78,000㎡）	行き交う船や水辺の眺望を楽しみながら、緑の中を散策することができる公園。公園の運河沿いでは釣りが楽しめる。
	⑥	有明西ふ頭公園	江東区有明三丁目（約 10,000㎡）	東京ビッグサイト等に隣接した公園で、運河を行き交う水上バスや観覧車を眺めながらのんびりできる公園。公園の運河沿いでは釣りが楽しめる。

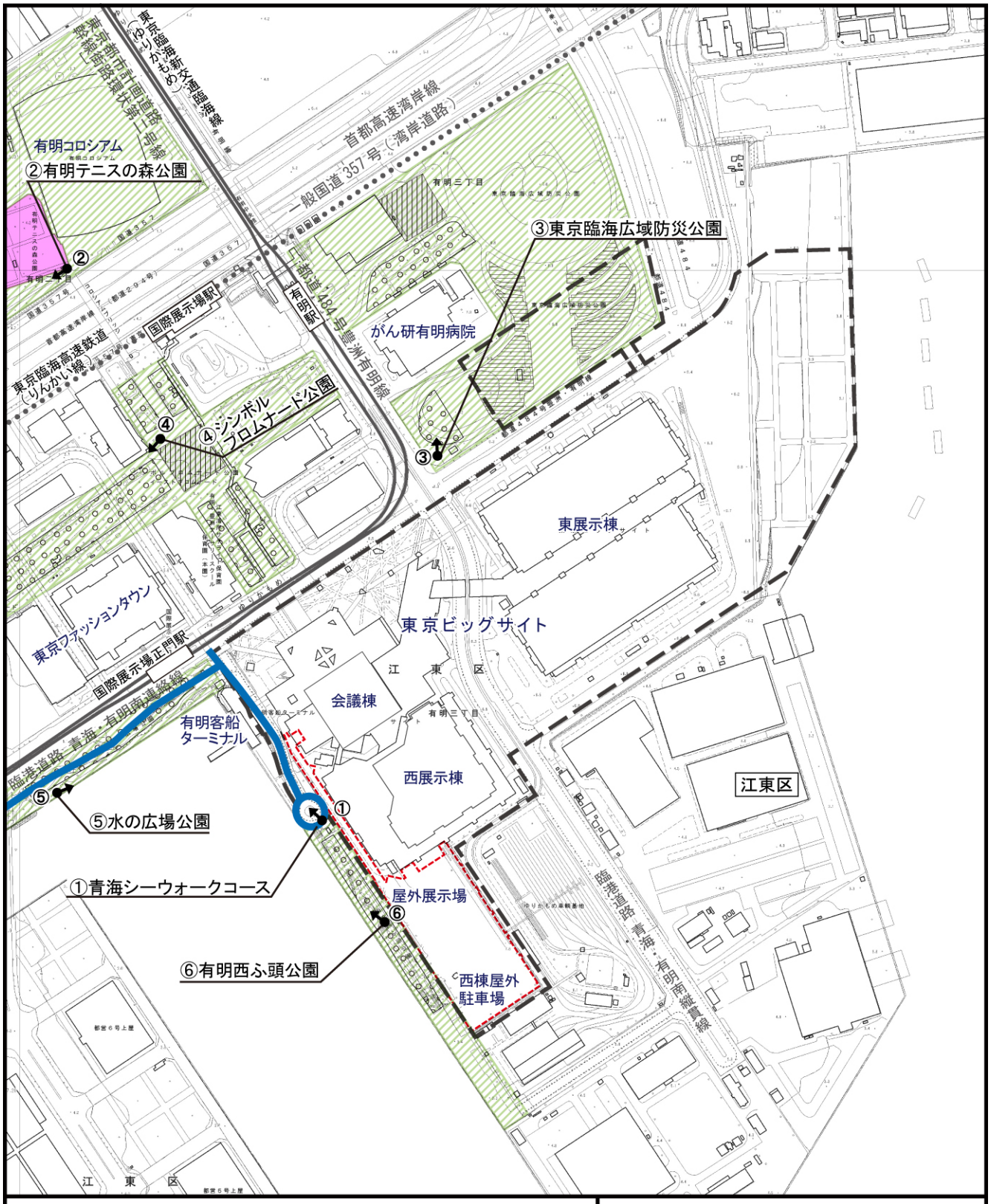

凡　例

- 会場エリア
- 計画地
- 私鉄
- 私鉄(地下鉄)
- 写真撮影地点
- 公園等
- 休息
- 広場遊戯
- 施設遊戯
- 集会
- 青海シーウォークコース

Scale 1:7,500

0　75　150　300m

図 9.5-1　施設の状況

①青海シーウォークコース

②有明テニスの森公園

③東京臨海広域防災公園

④シンボルプロムナード公園

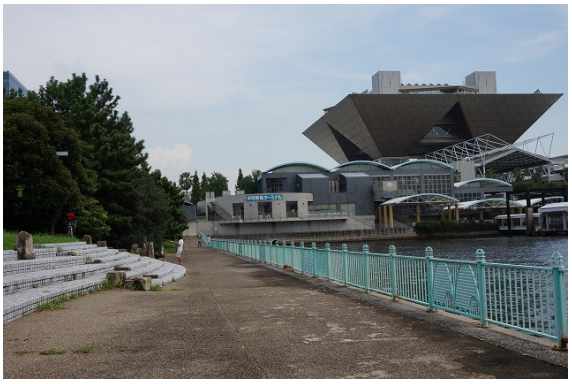

⑤水の広場公園

⑥有明西ふ頭公園

写真 9.5-1　自然との触れ合い活動の場の状況

イ．自然との触れ合い活動の場が持つ機能

自然との触れ合い活動の場が持つ機能は、表 9.5-4 に示すとおりである。

会場エリアの周辺には、有明テニスの森公園、東京臨海広域防災公園、シンボルプロムナード公園等、複数の施設が存在し、各施設内に広場、ベンチ、水飲み場、トイレ等が設置されている。また、休日を中心として東京ビッグサイト等のイベント時には、周辺に多くの集客が見られる。

平日の利用形態としては、各公園で散歩や休息利用が多く見られ、サイクリング、ジョギング等の利用が確認された。また、有明テニスの森公園ではテニス場の施設利用が見られた。

休日の利用形態としては、シンボルプロムナード公園内の広場での集会や、東京臨海防災公園では家族づれでボール遊び等の広場遊戯が見られた。その他、散歩、休息、サイクリング、ジョギングの利用は、平日よりも多数確認された。また、水の広場公園、有明西ふ頭公園の運河沿いでは、釣り人が見られた。

表 9.5-4　自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区 分	番号	名称	場が持つ機能
遊歩道、道路	①	青海シーウォークコース	臨海副都心のシンボルである青海エリアを汐風に吹かれながら歩く散歩道である。会場エリア周辺では、水の広場公園と有明西ふ頭公園での、散歩や休息利用が見られる。
公園	②	有明テニスの森公園	国際試合等が行われ、観客席 1 万席規模のセンターコート「有明コロシアム」、48 面のテニスコート、芝生広場がある。散歩、ジョギング、ピクニックを楽しむ人々でもにぎわっている。テニス場の施設利用のほか、園内で散歩、ジョギング、サイクリング等の利用が見られる。芝地の広場や大きな樹木があるため、自然観察等の利用も可能である。
	③	東京臨海広域防災公園	首都直下地震等の大規模な災害発生時に、現地における被災情報のとりまとめや災害応急対策の調整を行う「災害現地対策本部」等が置かれる首都圏広域防災のヘッドクォーター及び広域支援部隊等のベースキャンプ、災害医療の支援基地として、東扇島地区（川崎市）の物流コントロールセンターと一体的に機能する防災拠点施設である。散歩や休息利用のほか、家族連れでのボール遊び等の広場利用が見られる。また、休日を中心に、公園内のバーベキュー場利用が見られる。
	④	シンボルプロムナード公園	青海、有明、台場の各地区を結んで、臨海副都心内の様々な施設をつないでいる公園である。プロムナードの地下空間には、副都心部のライフラインである共同溝が整備されるほか、防災からの避難場所など多くの機能を有している。その一方で、シンボルプロムナード公園利用者のために、緑と水、歩行者空間、にぎわいの場が整備されており、各種イベントが随時開催されている。複数施設をつなぐ公園のため、散歩や休息利用が多く見られる。公園内の石と光の広場では、集会やイベント利用が見られる。
	⑤	水の広場公園	行き交う船や水辺の眺望を楽しみながら、緑の中を散策することができ、公園の運河沿いでは釣りも楽しめる。散歩が多く見られるほか、芝地や階段での休息利用やジョギング等が見られる。また、運河では釣り利用が見られる。
	⑥	有明西ふ頭公園	東京ビッグサイト等に隣接した縦長の公園で、運河を行き交う水上バスや観覧車を眺めながらのんびりできる公園である。公園の運河沿いでは釣りも楽しめる。散歩やベンチでの休息利用が見られるほか、サイクリングやジョギング等の利用が見られる。大きな樹木が連続し、計画地側にはサクラが植栽されている。また、運河と接しているためバードウォッチ等の自然観察等の利用が可能である。

ウ．自然との触れ合い活動の場までの利用経路

アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7. 東京ビッグサイトの計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.4 事業の基本計画 (4) 歩行者動線計画」(p.20 参照）に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.5-5 及び図 9.5-3 に示すとおりである。

表 9.5-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区 分	番号	名称	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道、道路	①	青海シーウォークコース	国際展示場正門駅 有明客船ターミナル	0m 0m	約 0 分 約 0 分
公園	②	有明テニスの森公園	国際展示場駅	350m	約 5 分
	③	東京臨海広域防災公園	有明駅	80m	約 1 分
	④	シンボルプロムナード公園	国際展示場駅 有明駅	280m 180m	約 3 分 約 3 分
	⑤	水の広場公園	国際展示場正門駅 有明客船ターミナル	100m 120m	約 1 分 約 2 分
	⑥	有明西ふ頭公園	有明客船ターミナル 国際展示場正門駅	190m 550m	約 2 分 約 8 分

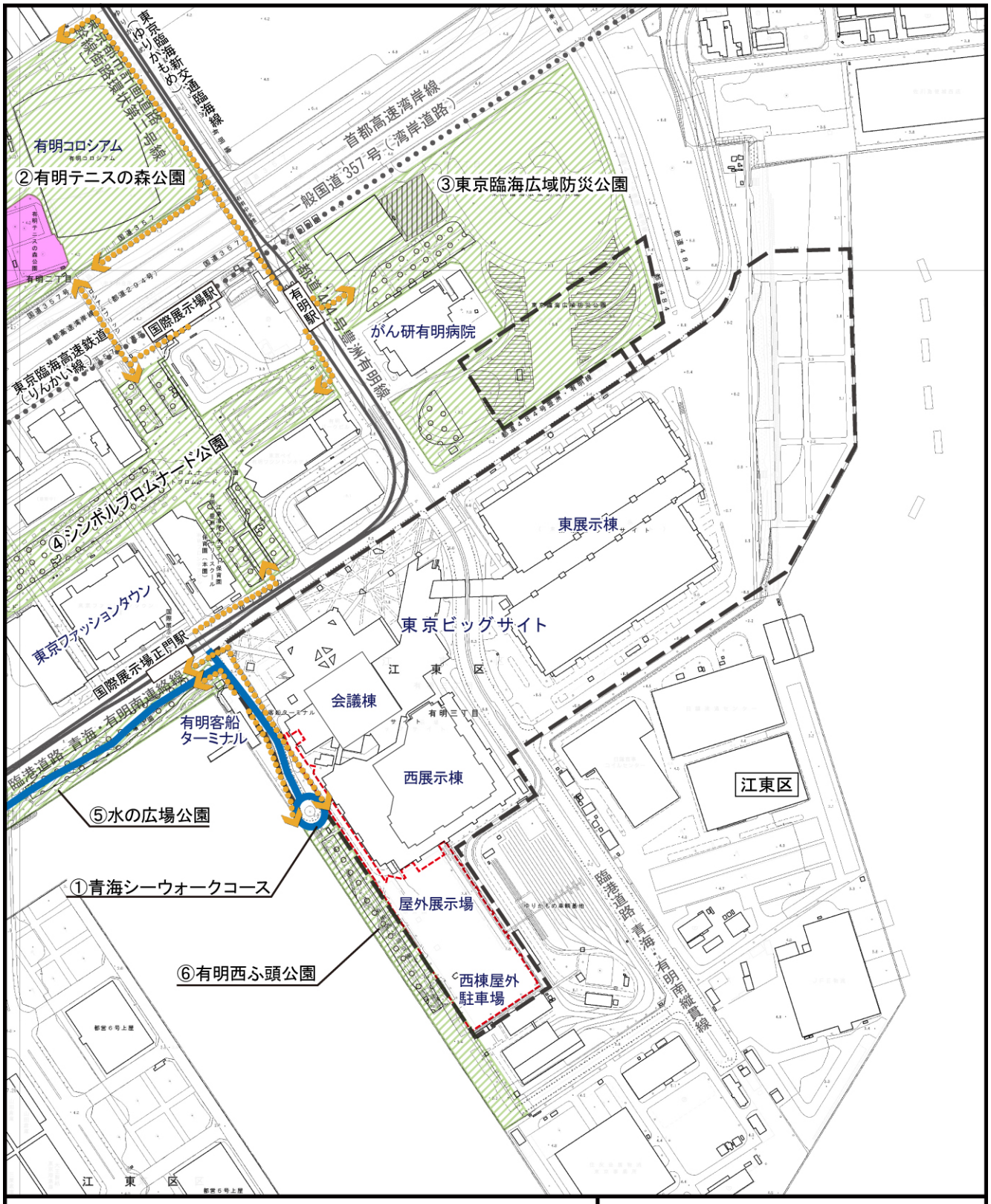

凡　例

- 会場エリア
- 計画地
- 私鉄
- 私鉄(地下鉄)
- 歩行者動線
- 公園等
- 休息
- 広場遊戯
- 施設遊戯
- 集会
- 青海シーウォークコース

Scale 1:7,500

0　75　150　300m

図 9.5-2
自然との触れ合い活動の場までの
利用経路

2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形及び地物の状況」(p.65 参照）に示したとおりである。計画地は、昭和 40 年代に埋立て工事が行われ、昭和 50 年代までに竣工した埋立地「10 号地その 1」に位置し、人工地形の区域となっている。

計画地及びその周辺は地盤高が T.P.6～7m 程度の平坦な地形である。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」(p.65 参照）に示したとおりである。計画地は、昭和 40 年代に埋立て工事が行われ、昭和 50 年代までに竣工した埋立地で、土地利用は屋外利用地となっている。計画地北西側には会議棟や西展示棟、北東側には東展示棟が隣接し、それらを隔てて東京臨海広域防災公園やシンボルプロムナード公園、有明テニスの森公園等の公園・運動場等があるほか、事務所建築物、宿泊・遊興施設等がある。計画地南東側には、倉庫・運輸関係施設等が存在する。

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.5-6 に示すとおりである。

表 9.5-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市公園法 （昭和 31 年法律第 79 号）	（目的） 第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。 （都市公園の管理） 第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が行う。
都市緑地法 （昭和 48 年法律第 72 号）	（目的） 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法 （昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 （国及び地方公共団体の任務等） 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 （緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画） 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
都市計画法 （昭和 43 年法律第 100 号）	（目的） 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 （国、地方公共団体及び住民の責務） 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.5-7 に示すとおりである。

表 9.5-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
江東区都市計画マスタープラン (平成 23 年 3 月江東区)	(南部地区のまちづくりの目標) ～水とみどり豊かな環境が共生した複合市街地の形成～ ・湾岸道路より北側では、水辺の眺望景観を生かした、うるおいのある居住環境の形成とともに、学校等の公共公益施設等の適切な配置、生活の豊かさ向上に寄与する文化・レクリエーション等の機能を整備する。 ・湾岸道路より南側では、国際コンベンション機能の充実やファッション、商業、業務機能、宿泊機能の誘導により活気とにぎわいのある拠点形成を図る。また、「東京臨海広域防災公園」を拠点とした防災に関する学習・訓練・情報発信の充実を図るとともに、災害時に迅速に対応できる環境の整備を進める。

9.5.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

1) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
2) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020 年東京大会の実施に伴う建設工事等において、自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動に変化が生じると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と 2020 年東京大会大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

施設の建設における工事用車両の走行に関しては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は歩車分離が確保されていることから、自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度に影響は生じない。以上より、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続されると予測する。

2) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

施設の建設に伴う工事用車両の走行に関しては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路が、いずれも近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていることから、一般歩行者の通行は現状と変化しないと予測する。

9.5.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。

(2) 予測に反映しなかった措置

・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。
・資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。

9.5.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

開催前の施設の建設における工事用車両の走行については、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は歩車分離が確保されており、自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度に影響は生じない。

以上のことから、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標を満足するものと考える。

2) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

開催前の施設の建設における工事用車両の走行については、近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しない。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標を満足するものと考える。